

熊本市教育委員会の後援に関する要綱

制定	平成 8年	4月	1日	総務課長決裁
改正	平成 9年	4月	1日	総務課長決裁
	平成20年	4月	1日	総務企画課長決裁
	平成22年	6月	1日	総務企画課長決裁
	平成22年	9月24日		総務企画課長決裁
	平成24年	3月25日		総務企画課長決裁
	平成24年	5月30日		教育長決裁
	平成24年	8月24日		教育政策課長決裁
	平成24年	9月	3日	教育長決裁
	平成25年	8月16日		教育政策課長決裁
	平成28年	4月	1日	教育長決裁
	令和 2年	3月31日		教育長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、教育委員会以外の関係団体等の行う行事（以下「行事」という。）の後援基準等について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「後援」とは、行事の趣旨及び内容が本市の教育施策上効果があると認められる場合又は子どもたちの豊かな感性を育むことができると認められる場合について、名義の使用を認めるものをいう。

(後援の名義)

第3条 教育委員会が行事の後援を行う場合の名義は、「熊本市教育委員会」とする。

(後援の承認基準)

第4条 教育委員会が行事の後援の承認を行う場合の基準は、次のとおりとする。

(1) 行事の主催団体等が、次のいずれかに該当すること。

ア 国若しくは地方公共団体又はこれらに準ずるものであること。

イ 学校教育、社会教育及び社会体育に関する団体等又は文化団体等で、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるものであること。

ウ 新聞社、放送局等報道機関で公共的性格を有し、かつ、その活動状況が教育委員会の方針に反しないと認められるものであること。

エ 事業実行委員会等の臨時的に組織された団体等にあつては、その組織、運営及び団体等意志が明らかであり、事業遂行の意志と能力が十分であると認められること。

オ その他特に教育委員会が認めるものであること。

(2) 行事の内容が、次のいずれにも該当すること。

ア 教育、学術、文化及びスポーツの振興に寄与するものであること。

イ 特定の政治的目的を持たず、かつ、特定の政治的な活動に利用されるおそれがないと認められるものであること。

ウ 特定の宗教的目的を持たず、かつ、特定の宗教的な活動に利用されるおそれがないと認められるものであること。

エ 特定の会員を対象とせず、一般に公開されるものであること。

オ 営利を目的としないものであること。

カ 公序良俗に反しないものであること。

キ 団体等の宣伝若しくは会員の勧誘を目的とせず、かつ、そのおそれがないと認められるものであること。

ク 国民及び市民の間で議論が分かれているものでないこと。

ケ 教育委員会の方針に反しないものであること。

(3) その他次の要件を満たすものであること。

ア 主催者の事務遂行能力が十分であると判断されるものであること。

イ 講演会等にあつては、その講師が事業の目的からみて真に適当な人物であること。

ウ 開催、開設等の場所が公衆衛生、災害防止等について、十分配慮されているものであること。

エ 開催、開設等の場所は、原則として市内であること。

オ 入場料、参加料等が適正な額であること。ただし、児童・生徒を対象とする行事にあつては、無料又は実費程度の額であること。

カ 収益を伴う事業にあつては、その収益を教育事業あるいは社会福祉事業に充てる等の公益性を有するものであること。

キ 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれのある組織の利益につながるものでないこと。

ク 過去に教育委員会が後援したものについては、承認の条件が遵守されていたものであること。

(決裁)

第5条 後援行事の決裁は、これに係る文書を受理した教育委員会事務局所管課で内容を審査・協議し、熊本市教育委員会事務局事務専決規程（平成28年教育長訓令第2号）第3条第3号の規定に基づき部長決裁とする。ただし、定例的な行事については、熊本市教育委員会事務局事務専決規程第4条課長共通専決事項の項第8号の規定に基づき、課長決裁とすることができる。

(後援の申請)

第6条 行事の後援の承認を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ次の事項を記載した申請書又は、熊本市教育委員会後援申請書（様式第1号）を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 行事の名称
- (2) 行事の趣旨及び内容
- (3) 開催日時及び場所
- (4) 主催者、共催者及び後援予定団体
- (5) 入場料等徴収の有無
- (6) 参加対象者及び人数
- (7) 前回申請の有無
- (8) その他参考となる資料

2 申請者は、前項の申請書に次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第1号に掲げる書類にあつては、従前に当該書類を提出したことがあり、それ以降その記載内容に変更がない場合は、この限りではない。

- (1) 主催団体等の定款、規約又は活動目的及び活動内容を示す書類
- (2) 役員名簿
- (3) 事業の企画書、開催要項又は事業目的及び事業計画を示す書類
- (4) 収支予算書
- (5) その他教育委員会が必要と認める書類

(後援の承認決定)

第7条 教育委員会は、前条の規定による申請について、第4条の規定に基づいて審査し、承認を決定した場合には、当該申請者に対して、熊本市教育委員会後援承認通知書（様式第2号）（以下「承認通知書」という。）により通知するものとする。

2 後援を承認しない場合は、熊本市教育委員会後援不承認通知書（様式第3号）（以下「不承認通知書」という。）により申請者に対して通知するものとする。

(承認の期間)

第8条 後援の承認期間は、教育長が承認通知書を交付した日から、当該行事の終了する日までとする。

2 申請者は、承認通知書の交付を受けるまでは、いかなる文書図書類にも熊本市教育委員会の名義を記載してはならない。

(行事内容の変更)

第9条 行事の後援を受けた者は、当該承認に係る行事の内容等を変更するときは、直ちに熊本市教育委員会後援変更申請書（様式第4号）を教育委員会に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定により変更申請書を受理したときは、第4条の規定に基づいて審査し、後援の変更を承認するときは承認通知書により、後援の変更を承認しないときは不承認通知書により通知するものとする。

(後援承認の取直し)

第10条 教育委員会は、承認した行事であっても、第4条の要件を欠くに至ったとき、又は不正の行為により承認を受けたことが判明したときは、熊本市教育委員会後援承認取消通知書（様式第5号）により当該行事の

後援を取り消すことができる。

2 前項の承認の取消しによって生じた損害においては、教育委員会は、その賠償の責めを負わない。

3 第1項の規定により承認が取り消された行事又は行事の実施後に第1項に該当したことが明らかになった行事に係る次回以降の後援は、原則として行わない。

(雑則)

第11条 後援申請に係る文書で、各課に属しないものについては、教育委員会事務局教育総務部教育政策課で調整するものとする。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年8月16日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

熊本市教育長 宛

熊本市教育委員会後援申請書

申請者 住所・所在地 _____
団体名 _____
代表者氏名 _____

次の行事について、熊本市教育委員会の後援を受けたいので、関係書類を添えて申請します。
なお、行事に関する法令及び誓約事項を遵守します。

行事の名称	
行事の趣旨	
行事の内容	
実施期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開催場所	
主催・共催	
他の後援予定団体	
入場料・参加費等の有無	無 ・ 有 (円)
参加対象者・予定人数	
前回申請	無 ・ 有 (時期 : 年 月) (行事名 :)
添付書類	1. 主催団体の規約、要綱、定款等 (主催者の活動状況がわかる書類) 2. 役員名簿 3. 開催要項、企画書、事業計画書等 (この行事の目的及び内容の詳細がわかる書類) 4. 収支予算書 (今回申請している行事のみの収支計画) 5. 前回のパンフレット、広報チラシ等 (写しでもよい。新規事業の場合は不要) 6. その他 () ※ 1については、今回の申請が前回承認日から概ね1年以内で、かつ、規約、役員等に変更がない場合は不要です。
連絡先	住所 〒 _____ 氏名 _____ 電話 : _____
備考	

【誓約事項】

- この行事は、暴力団の利益になる、又はそのおそれはありません。
- 主催団体の役員、従業員、社員その他の構成員は、暴力団員又は暴力団密接関係者ではありません。

【留意事項】

- ※ 添付書類が揃っていない場合は、申請を受理いたしません。また、申請書を受理してから結果がお手元に届くまでに2～3週間ほどかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ※ 申請された行事の所管課から承認（不承認）の通知をいたします。
- ※ 教育委員会の承認通知書が届くまでは、チラシやパンフレットに「後援：熊本市教育委員会」の文字をいれることはできません。
- ※ 後援名義の使用を承認する以外に、当該事業の財政的・人的・物的支援などは行いませんので、ご了承のうえ申請願います。

【申請先】

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会事務局教育総務部教育政策課
電話 328-2704

- ※ 申請書の提出は、持参又は郵送でお願いします。

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援承認通知書

年 月 日付で申請のあった下記の件については、後援の名義使用を承認しましたので、通知いたします。

記

- 1 行事の名称
- 2 名義の標示 熊本市教育委員会
- 3 名義の使用期間 行事終了まで
- 4 注意事項
 - (1) 行事の内容等を変更するときには、直ちに届け出てください。
 - (2) 事業終了後、報告書の提出を求める場合があります。
 - (3) 後援の承認については、名義後援のみを承認し、当該事業の財政的・人的・物的支援などは行いません。
 - (4) 承認を受けた行事であっても、不正が確認された場合等には、承認を取り消すことがあります。
 - (5) 行事の運営に当たっては、公衆衛生、公害防止等に十分な措置をとってください。行事の実施に伴い事故が発生した場合には、主催者で責任をもって善処してください。

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
TEL096-328-

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援不承認通知書

年 月 日付で申請のあった行事については、下記のとおり不承認といたしましたので、通知いたします。

記

1. 主 催
2. 行事の名称
3. 開催日時 年 月 日 ～ 年 月 日
4. 開催場所
5. 不承認の理由

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
TEL096-328-

熊本市教育長 宛

熊本市教育委員会後援変更申請書

申請者 所在地 _____

団体名 _____

代表者氏名 _____

熊本市教育委員会から承認を得た次の行事について、事業内容等を変更しましたので届け出ます。

行事の名称	
変更事項	
変更内容	
変更事項の周知方法	
承認事項（承認日、承認番号）	年 月 日付 発第 号
連絡先	住所 〒 氏名 電話：

様

熊本市教育長 印

熊本市教育委員会後援承認取消通知書

年 月 日付 第 号による熊本市教育委員会後援承認については、下記のとおり承認を取り消しましたので、通知します。

記

- 1 行事の名称
- 2 主 催
- 3 開催日時 年 月 日 ～ 年 月 日
- 4 開催場所
- 5 承認取消の理由

※ 「後援：熊本市教育委員会」の表示を直ちに抹消してください。

担当課
熊本市中央区手取本町1-1
熊本市教育委員会 課
Tel.096-328-